

一般社団法人荏原青色申告会の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人荏原青色申告会（以下「本会」という。）の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人、法人及びその他の団体
- (2) 準会員 正会員以外の個人、法人及びその他の団体並びに法人の事業所で、本会の目的に賛同して入会したもの

(入会手続)

第3条 本会の会員になろうとするものは、入会届を本会に提出しなければならない。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める会費等に関する規則によるものとする。

(届出事項の変更)

第6条 会員は届出事項に変更のある場合は、速やかに届出事項変更届を本会に提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第9条及び第10条の規定による退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第8条 過去に本会の会員であった者で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人荏原青色申告会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。